

2016 年度海外制度調査

ケニアにおける加工食品の 輸入制度・手続き

2017 年 3 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

貿易投資相談課

ナイロビ事務所

目 次

1章 加工食品の輸入要件	4
1. 輸入業者としての要件	4
2. 基準及び品質管理の遵守	8
3. 品質管理	17
2章 輸入商品の通関手続き	18
1. ケニアにおける通関手続き	18
2. 禁止・制限品目	22
3. 適用可能な手数料及び関税	22
3章 販売規則及び手続き	25
1. 販売要件	25
2. 標準化マーク	25
法令／法定通知一覧	30
関連組織／省庁一覧	30

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）のナイロビ事務所を通じ委託調査を行い、貿易投資相談課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

表一覧

表 1-1	： 輸入の準備ステップ	6
表 1-2	： 特定の食品カテゴリーに必要な証明書一覧	7
表 1-3	： PVoC プログラム指定検査機関（地域別）	9
表 1-4	： ルート A で RFC を提出するために必要な書類	10
表 1-5	： ルート B で登録に必要な書類	12
表 1-6	： ルート B で認定を受けるのに必要な書類	13
表 1-7	： 適合証明書を入手するための手数料	16
表 2-1	： 通関ステップを示す表	18
表 2-2	： 適用可能な手数料及び関税率表	23
表 2-3	： 物品税の義務がある商品	24
表 3-1	： ステッカー処理ステップ	26
表 3-2	： 各種 KEBS 標準化マーク	27

略 語

BL	船荷証券
CFS	コンテナフレイトステーション
CI	商業送り状
CIF	運賃保険料込み条件
CoC	適合証明書
D-Mark	品質のダイヤモンドマーク
EAC	東アフリカ共同体
FCL	FCL 貨物
FOB	本船渡し
GM	遺伝子組換え
IDF	輸入申告書
IEC	国際電気標準会議
ISM	品質輸入標準化マーク
ISO	国際標準化機構
KAA	ケニア空港局
KES	ケニアシリング
KEBS	ケニア基準局
KEPHIS	ケニア植物防疫所
KPA	ケニア港湾公社
KRA	ケニア歳入庁
PI	プロフォーメインボイス
PVoC	適合性検査
QMS	品質管理システム
RDL	鉄道開発税
RFC	証明書交付申請
SM	品質標準化マーク
UCR	単一貨物識別符号
VAT	付加価値税

序文

この報告書は、加工食品のケニア共和国（以後、「ケニア」）への輸入に関する一般的な情報及びガイドライン並びに加工食品の認可手順を示すために作成したものである。

本報告は、ソフト／ハードプラットフォームの両面について利用可能な情報及び通関業者の日々の業務から得られた情報に準拠している。正確を期してあらゆる努力を行っているが、この業界は変動が激しいため、本稿に含まれる情報はいつでも変更され得る。したがって、定期的に最新情報を確認いただくことを推奨する。

概要

食品は、海路、空路又は陸路からケニアへ輸入される。

海路から来た貨物はモンバサ港に到着し、ケニア港湾公社（Kenya Ports Authority: KPA）が取り扱う。空路から到着した貨物はケニア空港局（Kenya Airports Authority: KAA）が管理する。

ケニアに到着するすべての商品は関税局及びその他の規制組織（ケニア基準局、港保健局等）の認可を得なければならない。

食品、医薬品及び化学物質等、ケニア人の健康及び安全に影響を及ぼす商品の輸入は、ケニア基準局（Kenya Bureau of Standards: KEBS）が定める基準に準拠する必要がある。これらの品目の輸入は、保健省公衆衛生局を介して公衆衛生法 Cap 242（2012年改訂版）および食品医薬品化学物質法 Cap 254（2012年改訂版）により規制されている。

- 公衆衛生法 Cap 242（2012年改訂版）

<http://extwprlegsl.fao.org/docs/pdf/ken129231.pdf>

- 食品医薬品化学物質法 Cap 254（2012年改訂版）

<http://agricoop.info.ke/files/downloads/Foods%20Drugs%20and%20Chemical%20Substances%20Act.pdf>

港の保健事務局は、ケニアのすべての主要通関港にあり、ケニアに入港してくる貨物、医薬品及び化学物質を規制している。

ケニアに入港してくる食品で、法によって定められた規制に反する疑いのあるものはすべて、入港禁止・制限又は隔離対象となる。職員は、疑いのある梱包を開封して調べる権限を持ち、規制に適合しない品目は、すべて押収し、留保することができる。

保健事務局は、押収した食品品目のサンプルを分析のため公衆衛生研究所に送付する。分析結果から、その商品を一般販売するために通関するか、又は輸入業者が費用を負担して輸出国に送り返すよう命令するか、あるいは現地で廃棄することになる。

この報告書の構成

1章 加工食品の輸入要件では、輸入業者の要件およびケニアへの加工食品及びアルコール輸入に必要なライセンスについて説明している。1章の第2部では、輸入食品をケニアの基準に適合させるためにケニア基準局（KEBS）及びKEBSが任命した検査機関が実施する適合性検査プログラムの役割について説明する。

2章 輸入品の通関手続きでは、貨物がケニアに到着してからの手順について説明する。

3章 販売規則及び要件では、加工食品を最終的に市場で販売するための規則及び要件について説明する。

1 章 加工食品の輸入要件

1. 輸入業者としての要件

まず、輸入業者はケニアで法的に登録した事業者でなければならない。

企業のケニアへの登録プロセス及び登録に必要な書類については、下記のウェブサイト
に詳細が記載されている。

<https://kenya.eregulations.org/menu/1?l=en>

加工食品の輸入業者に必要な許可は次のとおり。

A) 単一事業許可

企業は登録すると、輸入事業を開始するための単一事業許可を入手しなければならない。
い。

毎年初めにこの許可を受け、毎年更新する。許可を得るための手数料は、事業の性質及
び規模によって異なる。サンプル申請様式は下記に掲載されている。

<https://kenya.eregulations.org/menu/1?l=en>

<http://www.nairobi.go.ke/home/downloads/>

単一事業ライセンスを入手するのに必要な書類は、

- 法人設立許可証
- PIN 番号
- 実際の住所

B) 加工食品の輸入要件

加工食品の輸入に輸入ライセンスは必要ない。しかし、輸入のため特別な許可及び証明
書が必要なものもある。

- 植物及び植物生産品はケニア植物防疫所 (Kenya Plant Health Inspectorate Service: KEPHIS) の植物輸入許可が必要である (www.kephis.org/) 。
- 植物検疫証明書は、積み荷輸出国の管轄機関から入手する。
- 遺伝子組換え (GM) 製品には輸入ライセンスが必要である。
- アルコール輸入ライセンス

C) アルコールの輸入要件

アルコール飲料管理法 2010 (Rev 2012) は、ケニアにおけるアルコールの消費、販売及び輸入を規制する。

http://kenyalaw.org/kl/fileadmin/pdfdownloads/Acts/Alcoholic_Drinks_Control_Act_No4of2010.pdf

アルコールを輸入するためには、アルコールの輸入販売ライセンスが必要である。アルコールの輸入販売ライセンスは次の 2 段階で取得する。

まず第 1 段階として、リキュールライセンスを市のライセンス局から取得する。

ナイロビを拠点とする企業の場合、申請書と次の書類をナイロビ市ライセンス局に提出する。

- 単一事業許可
- PIN 証明書
- 実際の住所の詳細

ライセンス料は、輸入量（容積）によって 30 万ケニアシリング（KES）～100 万 KES の範囲である。このライセンスにより、輸入業者はアルコールを輸入販売する許可を得られる。

次に第 2 段階として、ライセンス料の支払いが有効になった後、領収書と新たに発行されたリキュールライセンスをケニア歳入庁（Kenya Revenue Authority: KRA）に提出し、課税対象商品の輸入業者として KRA に登録する。

申請は、オンラインの itax プラットフォームで行う。

<http://itax.kra.go.ke/KRA-Portal/>

課税対象商品の輸入業者としての登録要件は次のとおり。

- 法人設立許可証
- 企業用 PIN の写し
- 役員用 PIN の写し
- 有効な企業用税コンプライアンス証明書の写し
- 有効な役員用税コンプライアンス証明書の写し
- 企業の取引銀行の詳細
- 役員の取引銀行の詳細
- 各商標に対する有効な KEBS 証明書の写し
- アルコール飲料に対する有効なりキュールライセンスの写し
- 有効な単一事業許可証の写し
- 実施設の所有権の証拠としてリース及び／又は不動産証書（ディード）の写し
- 過去 12 ヶ月間の事前輸入における入港及び税関の支払い実績
- 毎月の関税支払いスケジュール
- 実施設の場所を示す詳細な図／ルートマップ
- 自動スタンプ検証、トラック&トレースシステムを支援するインフラ
- 実施設の検査報告

申請フォームは以下のサイトからオンラインで入手可能。

<http://www.kra.go.ke/index.php/domestic-taxes/excisable-goods-registration-form-for-importers>

輸入業者になるために必要なステップは下記のとおり。

表 1-1: 輸入の準備ステップ

ステップ	行為	関連機関
ステップ 1	ケニア企業の登録	事業登録サービス評議会
ステップ 2	単一事業ライセンスの取得	オンライン申請可能 (市) https://kenya.eregulations.org/procudure/159/100?l=en
ステップ 3	輸入される商品の性質に応じて必要なその他の証明書／ライセンスの取得	必要な証明書の種類に応じて提出機関が異なる
ステップ 4	ケニアの基準に適合し、禁止品目ではない商品の確認	KEBS
ステップ 5	発送の準備	荷送り人

D) 特定の食品カテゴリーの輸入に必要な証明書

表 1-2: 特定の食品カテゴリーに必要な証明書一覧

製品	証明書/ライセンス	必要な証拠	規制機関
ほぼすべての食品	適合証明書 (CoC) 国によって SGS/ビューロ ベリタス又はインターテ ックにより入手 CoC の有効期間は 3 ヶ月間	製品はケニアの基準 に適合すること	ケニア基準局 (KEBS)
食肉、肉製 品及び肉副 産物	食肉及び肉製品を輸入す るための家畜移動承認書 承認の有効期間は 3 ヶ月 間	製品はケニアの検査 要件に適合すること	畜産サービス局
牛乳及び牛 乳製品	牛乳及び牛乳製品を輸入 するための家畜移動承認 書 承認の有効期間は 3 ヶ月 間	製品はケニアの検査 要件に適合すること	畜産サービス局
卵及び卵製 品	卵及び卵製品を輸入する ための家畜移動承認書 承認の有効期間は 3 ヶ月 間	製品はケニアの検査 要件に適合すること	畜産サービス局
アルコール	リキュールライセンス 有効期間は 1 年間 輸入ライセンス		市 KRA
GMO 製品含有 食品	GM 含有製品の輸入許可 許可の有効期間は船積期 間		国立生物学的安全 管理局 http://www.biosaf etykenya. go. ke/

2. 基準及び品質管理の遵守

A) 基準の遵守

ケニア基準局 (KEBS) は、基準法 (CAP 496) 下で確立された法定機関である。ケニアにおいて輸入品を標準化し、品質管理を保証する責務を担っている。ケニア基準局 (KEBS) の公式ウェブサイト (<https://www.kebs.org>) に掲載されている KEBS の義務は下記のとおり。

- 商取引及び産業の標準化促進
- 試験・校正施設の提供
- 製品及びシステムの認証
- 基準の標準化及び実用化における啓蒙事業の請負
- 測定値の国際単位系 (SI) の維持及び普及

KEBS の主要義務の 1 つは、ケニアに入港してくる商品の品質を検査し、その商品がケニアの基準を遵守していることを確認することである。商品のコンプライアンスを満たすには、発送国の指定検査機関が船積み前適合性検査 (Pre-Export Verification of Conformity: PVoC) プログラムを実施する。

商品が規格の承認を得ると、指定 PVoC 機関が通関時に添付すべき適合証明書 (Certificate of Conformity: CoC) を発行する。

B) KEBS 標準化適合性検査プログラム

船積み前適合性検査 (PVoC) は、基準法 Cap 496、ケニア法及び輸入商品の品質に関する命令第 78 号 (2005 年 7 月) に従って KEBS が規定し、ケニアに輸入される商品の標準化及びコンプライアンスを確保している。

2015 年 11 月 13 日、KEBS 及びケニア歳入庁 (KRA) は、PVoC プログラムの適用範囲について、共同で公示を発行した。この公示に従い、PVoC 要件及び CoC の必要性が拡大され、すべての輸入品が対象となり、2015 年 12 月 1 日に発効した。

KEBS は、インターテック、SGS 及びビューロベリタス等、評価機関及び／又は検査機関を指定し、輸出国で KEBS の代理として PVoC プログラムを実施する。

C) KEBS が指定した評価機関（地域別）

表 1-3: PVoC プログラム指定検査機関（地域別）

地域	国		担当機関
中国	中華人民共和国 香港	台湾 モンゴル	インターテック、SGS、 ビューロベリタス
南西アジア	インド パキスタン	バングラディシュ スリランカ	インターテック、SGS、 ビューロベリタス
東アジア・ 東南アジア	日本 韓国 インドネシア マレーシア フィリピン	タイ シンガポール ベトナム カンボジア	SGS ビューロベリタス
南アフリカ	南アフリカ		SGS

出所：KEBS プログラム作業手順書；2016年6月13日第2版発行

D) 船積み前適合検査

PVoC プログラムの目的は次のとおり。

- 消費者のために製品の品質、健康並びに安全及び環境保護を確保する
- 貿易促進のため、適合品には入港時に即時通関を与える
- 不公正取引や規格を満たしていない商品のダンピングからケニアを守るため、輸出品は現地生産品が課されるのと同じ規格を遵守する
- ケニアの国家安全保障を守る
- 不当な取引を防止する

PVoC プログラム下では、輸出国において現物検査を行う。

可能であれば、PVoC 機関は予定発送日に先立ち、承認されている又は ISO/IEC 17025 認定検査室によるサンプリング、試験及び分析を手配する。検査結果が出るまで商品を発送しないこと。

輸出業者が試験証明書を提出する場合、その証明書は ISO/IEC システム認定検査室又は承認されているその他の検査機関が発行したものとする。検査報告は、試験所認定書の写しと一緒に PVoC 事務所に提出する。

E) 適合証明書 (CoC)

適合証明書 (CoC) の入手には、可能なルートが3つある。どのルートにするかは、輸出業者のケニアへの輸出頻度及び証明書を申請する際のコンプライアンスレベルにより異なる。

(1) ルート A

このルートはすべての貿易業者及びすべての商品に適用可能である。
商品はず検査を実施し、現物検査を行う。

①ステップ 1: 証明書交付申請 (RFC)

輸出業者は PVoC 機関に証明書交付申請 (Request for Conformity: RFC) を提出する。
RFC は次の書類と一緒に提出する。

表 1-4: ルート A で RFC を提出するために必要な書類

RFC に必要な書類	重要性
製品データシート及び／又は製品説明	必須 (製品の用途を示す)
製品の技術仕様書	可能であれば (製造会社から入手する)
プロフォーマインボイス (PI)	必須
輸入申告書 (Import Declaration Form: IDF)	必須
単一貨物識別符号 (Unique Consignment Reference: UCR)	適宜
取扱説明書／作業手順書	適宜
製造データ	適宜 <ul style="list-style-type: none"> ● バッチ番号／ロット番号 ● サイズ ● 製造会社名 ● 製造データ ● 使用期限 ● その他
<ul style="list-style-type: none"> ● QMS (品質管理システム) 証明書 ● 適合マーク ● 安全マーク ● 国家承認 	可能であれば
第三者試験結果報告書	可能であれば
独占販売権／ディーラーシップ契約書	可能であれば (製造会社が認定した販売代理店又はディーラーのみに適用可能)

これらの文書の質及び完全性が交付申請の処理時間及びコストに直接影響することに留意することが重要である。

②ステップ 2: PVoC 機関による書類審査

PVoC 機関は、提出されたすべての書類を審査し、以下について 48 時間以内に輸出業者に対応する

- 不足している書類を確認する
- 必須要件を伝える（特定された基準に準拠）
- 必要な介入レベルを伝える（試験及び分析を行う場合）
- 検査日及びスケジュール案を伝える
- その他の PVoC 関連要件を伝える

③ステップ 3: 検査

商品の現物検査を実施する。検査では荷印、包装、製品の使用期限及び製品認証を重視する。

④ステップ 4: 貨物試験

試験は、該当する基準に必須の要件又はパラメータのみに限定する。

試験では、PVoC 機関がサンプルを抽出し、PVoC の検査室又は世界の ISO/IEC 17025 認定独立検査室のいずれかで分析する。

上記の 2 つの検査室カテゴリーが現地で見つからなかった場合、PVoC 機関立ち会いの下、製造会社の検査室で試験する選択肢もある。

⑤ステップ 5: 最終認定証の発行

PVoC 機関は、報告を受けてから 2 営業日以内に適合証明書又は不適合報告書のいずれかを発行する。

(2) ルート B

このルートは、同じ製品を頻繁に輸出する輸出業者に推奨される。

ルート B により、均一で頻繁に出荷される妥当かつ一貫した品質レベルの商品では、迅速に追跡承認される。

このルートでは、1年間有効で、年1回更新可能な製品登録が必要である。登録製品は、義務付けられている試験が免除され、証明書は現物検査のみに基づく。登録製品の抜き取り試験は依然必要であるが、試験頻度は3ヵ月に1回程度である。

しかし、ルートBが許可されない製品もある。

ルートBに基づく登録に不適格な製品は次のとおり。これらの製品はルートAでのみ認可される。

- 砂糖
- 穀物（米、小麦、トウモロコシ等）
- 豆類（ビーンズ）
- 生又は冷凍の畜水産物
- 乳製品
- 生の園芸作物

①ルートBにおける製品登録プロセス

登録プロセスステップ1: 登録申請フォーム

輸出業者は、PVoC機関に登録申請フォームを提出する。

登録申請フォームは次の書類と一緒に提出する。

下表は、ルートBでの登録プロセスに必要な書類を示す。

表 1-5: ルートBで登録に必要な書類

登録に必要な書類	重要性
製品データシート及び／又は製品説明	必須 (製品の用途を示す)
製品の技術仕様書	可能であれば (製造会社から入手する)
マニュアル説明書	適宜
<ul style="list-style-type: none"> ● QMS (品質管理システム) 証明書 ● 適合マーク ● 安全マーク ● 国家承認 	可能であれば
製品の技術仕様書	可能であれば (製造会社から入手する)
第三者試験結果報告書／認証CB証明書	可能であれば
独占販売権／ディーラーシップ契約	可能であれば (製造会社が認定した販売代理店又はディーラーのみに適用可能)

登録プロセスステップ 2: 登録申請審査

PVoC 機関は、提出されたすべての書類を審査し、商品のコンプライアンスを確認する。同時に当該機関は、品質管理システムの書類を審査し、輸入業者が一貫して高品質の商品を供給する能力があるかどうかを確認する。

PVoC 機関は、申請及び書類を受け取ってから 4 営業日以内に審査結果を連絡する。審査に合格すると、申請料を支払い、輸入業者は登録した製品、有効期間及びその他の登録条件を詳述した登録書の発行を受ける。

②ルート B における認定プロセス

登録された商品には、依然として適合証明書が必要である。しかし、商品が登録されると、このプロセスはスピードアップする。

認定プロセスステップ 1: 証明書交付申請 (RFC)

輸出業者は PVoC 機関に次の書類を提出する。

下表は、ルート B の認定に必要な書類を示す。

表 1-6: ルート B で認定を受けるのに必要な書類

認定に必要な書類
証明書交付申請 (Request for Conformity: RFC)
発送する商品を含む有効な登録書
プロフォーマインボイス
輸入申告書 (Import Declaration Form: IDF)
単一貨物識別符号 (Unique Consignment Reference: UCR) 番号

認定プロセスステップ 2: PVoC 機関による書類審査

PVoC 機関は、提出されたすべての書類を審査し、登録書の有効性を確立する。審査に合格すると、書類受領日から 3 日以内に検査が行われる。

認定プロセスステップ 3: 検査

検査は次を重視する。

- 荷印
- 包装
- 製品の使用期限
- 梱包明細書／インボイスの適合性
- 適合性の視認

認定プロセスステップ 4: 試験

試験用のサンプルを選択するが、試験は該当する基準の必須要件又はパラメータのみに限定する。試験は、次のいずれかの検査室で実施する。

- PVoC 機関の検査室
- 世界の ISO/IEC 17025 認定独立検査室
- 最初の 2 つの検査室が見つからない場合は、PVoC 機関立ち会いの下、ISO/IEC 17025 非認定検査室又は製造会社の検査室

認定プロセスステップ 5: 証明書の発行

検査報告書を受領後、PVoC 機関は認定を決定し、2 営業日以内に証明書（適合証明書又は不適合報告書）を発行する。

(3) ルート C

このルートは、製造会社及び特定の小売業者のみが利用できる。

製造会社は、生産又は製造プロセスにおいて、品質管理システムの存在を実証しなければならぬ。

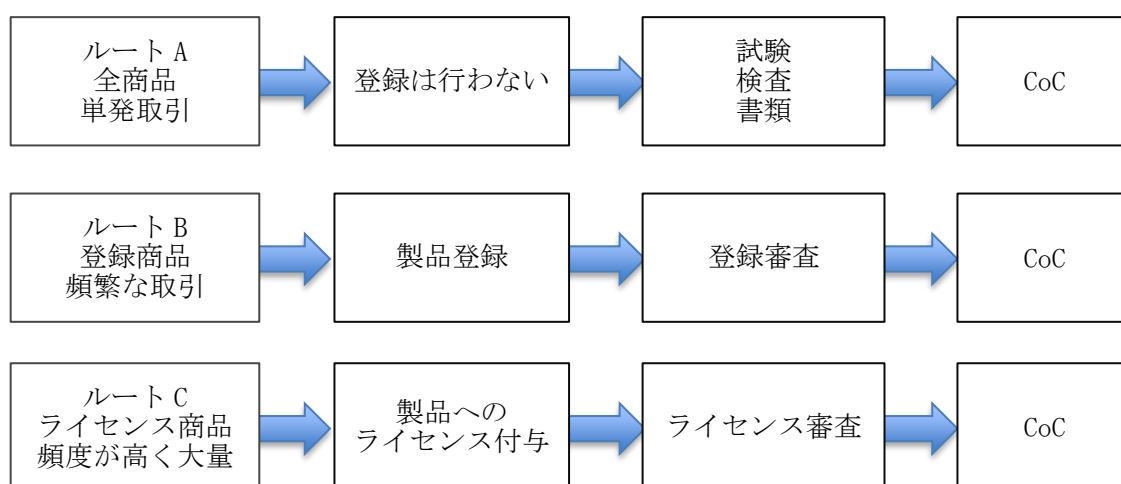
生産プロセスの査察を受け、合格すれば、ISO ガイド 28 に従い PVoC 機関により製造した製品にライセンスが付与される。

ルート C での登録に適合でない製品は次のとおり。これらの製品はルート A のみで認可される。

- 砂糖
- 穀物（米、小麦、トウモロコシ等）
- 豆類（ビーンズ）
- 生又は冷凍の畜水産物
- 乳製品
- 生の園芸作物

このプロセス終了時に、関連製品にライセンスが発行される。このライセンスの有効期間は1年間である。しかし、ライセンス製品は、適合証明書発行前に PVoC 機関による抜き取り現物検査を受ける。

図 1-1: 適合証明書入手するためのさまざまなルート



(4) その他の要件

A) コンテナシーリング要件

実施可能であれば、コンテナ搭載貨物 (Full Container Load: FCL) のコンテナシーリングは、海上輸送の現物検査時に必要となる。コンテナ詰めの手配の事前通知を PVoC 機関に送り、コンテナ詰めと一致するように検査日を計画する。

B) ラベル表示及び使用期間

輸入されるすべての包装食品には、英語及び／又はスワヒリ語のラベルが必要となる。ラベルには次を表示する。

- バッチ番号
- 使用期限日
- 生産日
- 主な原材料
- 正味重量

使用期限が制限されているすべての輸入商品は、使用期限が予想されるケニア到着日から少なくとも 75%残っていないなければならない。

(5) 適合証明書のない商品

商品が輸出国から適合証明書なしでケニアに入港する場合もある。そのような状況は、2つの条件下で生じる。

- ①商品が、義務付けられた検査の対象外である
- ②輸出業者が商品の検査を実施していない

その場合、商品をケニアで検査し、課税価格の15%相当の罰金が科せられる。検査及び罰金支払い後、報告書を提出し、それをCoCの代わりに商品を許可するために使用することができる。

適合証明書及び不適合報告書のサンプルは以下に掲載されている。

<http://www.onelink.co.ke/data/Guidelines.pdf>

(6) 適合証明書の手数料

適合証明書を入手するのに必要な現行の手数料をルートごとに下表に示す。

表 1-7: 適合証明書を入手するための手数料

ルート	手数料 手数料には、適宜、書類の確認、現物検査及びコンテナのシーリングを含むサンプリングが含まれる
ルート A	FOB（本船渡し）価格の 0.5%の従価料金
ルート B	FOB（本船渡し）価格の 0.45%の従価料金
ルート C	FOB（本船渡し）価格の 0.25%の従価料金
注：上記の手数料は最低 250 ドル、最高 2,675 ドル 従価：税金が価格に応じて算出される 上記の手数料に以下は含まない <ul style="list-style-type: none">● 検査室の試験● 製造会社のライセンス取得● 登録手数料● 大量輸送のサンプリング● 再検査	

3. 品質管理

A) 健康及び安全基準の遵守

ケニアに入港する食品は、ケニア保健省公衆衛生局が定めた規則を遵守しなければならない。この本文は、公衆衛生法 Cap 242 及び食品医薬品化学物質法 Cap 254 が規定する。

B) 空港保健事務所

空港保健事務所は、ケニアに入港してくる食品の健康及び安全面を監視する。

例えば、

- ケニアへの感染症の移入及び伝播予防
- ケニアに入ってくる食品、医薬品及び化学物質を規制し、健康被害を予防する

食品汚染が疑われる場合、空港保健事務所が分析を発注する。サンプルを採取し、国立公衆衛生検査機関又は公的試験所のいずれかで分析を行う。

放射線防御委員会は、放射能分析を行い、食品が有害な放射性物質から安全であることを確認する。

2章 輸入商品の通関手続き

1. ケニアにおける通関手続き

デジタルプラットフォームの開発により、ケニアに輸入される商品の申告は電子的に提出しなくなりました。税関の研修を受けた登録通関業者のみが、通関書類提出のため Simba Tradex System にアクセスできる。したがって、輸入業者は通関業者に予約を入れ、通関プロセスを開始する。

下表は、ケニアに到着した商品の通関のために行うステップの簡潔な流れを示したものである。

表 2-1: 通関ステップを示す表

ステップ	プロセス	コメント
ステップ 1	必要な書類の作成	輸入申告書 (IDF) / 梱包明細書 / 商業送り状 / 船荷証券 / 適合証明書
ステップ 2	書類の提出 (通関申告書)	通関業者を介してケニア歳入庁 (KRA) Simba Tradex System においてオンラインで書類を提出
ステップ 3	衛生証明書の入手	医療当局に提出するサンプル
ステップ 4	KRA による書類審査	通常、1~2 日かかる
ステップ 5	税金支払いに対する KRA の承認	関税の計算を輸入業者 (又は通関業者) に通知する
ステップ 6	輸入業者による税金の支払い	銀行小切手又は現金で税金を KRA へ支払う
ステップ 7	税関通過	
ステップ 8	現物検証 / スキャン	書類に従い、実際の商品を確認するための検証
ステップ 9	KRA による書類事務の終了 (リリース)	KRA が書類事務を終了し、取扱業者に渡す。
ステップ 10	発送諸経費の計算	発送諸経費、保管 (適宜) の計算
ステップ 11	発送諸経費の支払い	代理業者に直接支払う
ステップ 12	商品の通関許可	商品の通関

A) ステップ 1: 必要な書類の作成

輸入される商品の通関に必要な書類は次のとおり。

- 船荷証券 (B/L)
- 梱包明細書
- 商業送り状
- 輸入申告書 (IDF)
- 適合証明書

①船荷証券

海上輸送用船荷証券 (B/L) は海運会社が発行し、空輸用は航空会社が発行する。

B/L の「荷受人」欄に必要な情報は、商品の受取人の正式名称と住所 (荷受人) である。これらの詳細から、税関システムは商品の受取人 (企業か個人か) を特定する。

荷受人は、必ずケニアに在住し、歳入庁に税金登録していなければならない。
銀行が委託する信用状 (L/C) がある場合は例外である。

②梱包明細書

梱包明細書 (パッキングリスト: PL) には商品の詳細が記載されており、船荷証券 (B/L) 及び商業送り状 (CI) に記載されている詳細と合っていなければならない。
PL には次の項目も記載されていること。

- 梱包数
- 説明
- 重量
- 梱包の計測データ (幅、高さ、長さ) (メートル)
- 梱包の容積

③商業送り状

梱包明細書同様、商業送り状も詳細に記述し、さらに、CIF (コスト、保険、貨物輸送運賃) 総額も記載する。

CIF の金額は、コスト、保険及び貨物輸送運賃別の金額を記載する。

関税評価のため、コストには商品価格、輸送コスト、積み込み、荷卸し、発送諸経費、発送国からの輸出のための臨時コストなども含まれる。

④輸入申告書：

すべての商業的輸入では、輸入業者が輸入申告書（IDF）の提出の責任を負う。

輸入業者は、通関業者を利用して IDF を申請する場合があります、これはケニア歳入庁（KRA）へ提出される。IDF は KRA による通関手続きに合格し、次に進む。

IDF には次の情報を含める。

- 発送額は、税金の計算のために記載する。税関が価格に異議を唱えることもあり、その場合、検証を受け、異議を解決する。
- 出荷品に含まれる各種商品の数量を記載する。記載した数量は詳細に記述し、可能な限り正確にする。異なるすべての種類の商品について、規定の数量を記載する。
- 各品目の HS コードを記載する。
- FOB 価格

IDF のサンプル様式は、下記サイトに掲載されている。

http://www.kra.go.ke/customs/pdf/Import_Declaration_Fee_%20FORM.pdf

⑤適合証明書

輸出元となる国では、KEBS が指定する検査業者が適合証明書（CoC）を発行する。

CoC は、ケニアに輸出される商品について適合性検査が実施され、ケニアの基準を遵守しているとみなされた後に発行される。

B) ステップ 2: 書類（通関申告書）提出

ステップ 1 に記載されている書類を Simba Tradex System にアップロードし、通関申告書を作成する。これは通常、税関が登録した通関業者がオンラインで実施する。

C) ステップ 3: 衛生証明書の入手

輸出業者は、輸入商品の通関時に医療当局から衛生証明書を入手しなければならない。原則的に、1 品目 2,000 ケニアシリング（KES）の支払いとともに、輸入される品目ごとに 1 サンプルを港の医療当局に提出し、受領書又は証明書を入手する。

この段階で放射線試験を実施する。

D) ステップ 4: KRA が審査する書類

提出されるすべての書類は KRA が審査する。このステップには通常 1~2 日かかる。

E) ステップ 5: KRA による税金の支払いに対する承認

書類審査後、すべての文書が適切であれば、KRA は支払い可能な関税を計算し、税金の支払を承認する。手数料及び税率を本章の 2-3 項に示す。

F) ステップ 6: 輸入業者による納税

関税の金額を輸入業者に連絡した後、銀行小切手により KRA に支払われなければならない。

G) ステップ 7: 通関

支払い確認により、KRA は通関させ、商品検証できるようにする。

H) ステップ 8: 現物検証/スキャン

商品の現物検査により、実際の商品に対し書類の正確性を確認する。

コンテナで輸入される海上輸送品については、港又はコンテナフレイトステーション (CFS) のいずれかでコンテナをスキャン装置に通過させてスキャンする。スキャン画像が不正を示した場合、税関は現物検証に進む。

I) ステップ 9: KRA による書類事務の終了

KRA が書類事務を終了し、通関業者に渡す。

空輸品に関するケニア空港の通関業者の例は Swissport 及び Transglobal である。海上輸送品については、輸入される輸送品は、通常、港湾局が各船に割り振った民間の CFS に移送される。モンバサの CFS の例は Interpel 及び Siginon である。

この通関手続きの例外は危険かつ有害な積み荷となる。

J) ステップ 10: 発送諸経費の計算

KRA から書類事務受け取り後、通関業者は発送諸経費及び適用可能な保管料金を計算する。保管料金は、空輸品で 2 日後、海上輸送品で 7 日後に適用可能となる。

K) ステップ 11: 発送諸経費の支払い

発送諸経費は、通関業者に支払う。

L) ステップ 12: 商品の通関許可

支払い後、商品の通関が許可される。

近年の KRA のオンライン通関システムの導入により、全体的な効率と透明性が改善され、モンバサ入港時のコンテナの通関も一層改善された。

ケニア港湾公社によれば、港で貨物の通関にかかる平均時間は、2013 年 6 月の 5.8 日間に対し 2014 年 6 月現在で 3.7 日間である。

2. 禁止・制限品目

輸入の禁止・制限品目は、税関法 CAP 472（最新第 1 版 Rev. 2010 年）下で規定されている。

<http://admin.theiguides.org/Media/Documents/customs-act-2010.pdf>

本法に従い、輸入禁止加工食品として示されている品目は次のみである。

ツヨン、トウシキミ、ベンズアルデヒド、サリチル酸エステル、ヒソップ及びニガヨモギなど、健康に害を及ぼす可能性のある精油又は化学製品を含む蒸留飲料：

ここに記載されていないものは、アニス (*Pimpinella anisum*) 又はトウシキミ (*Allicium verum*) のいずれかから蒸留したアニスの油 0.1%未満を含有する「アニス」及び「アニセット」酒に適用される場合。

また、本法に従い、輸入規制加工食品として示されている品目はポケットウイスキーのみである。

ただし、生産国又は発送国においてしかるべき公的機関が発行した蒸留酒が、3 年以上木で保管されていることを示す製品年齢証明書がある場合、関税局長官は輸入を認めることができる。

3. 適用可能な手数料及び関税

A) 関税

ケニアは、東アフリカ共同体 (East African Community: EAC) 関税同盟の域外共通関税を適用する。

輸入される貨物は、従価輸入関税、VAT 及び鉄道開発税 (Railway Development Levy: RDL) が課せられる。

輸入関税には3種類ある。

- 原材料については関税 0%
- 加工品又は製造品については 10%
- 最終製品については 25%

その他の関税は、例えば乳製品など、従価関税がこれより高く、25%を超えるセンシティブな品目からなる。

鉄道開発税は比較的新しい税であり、モンバサ港とナイロビをつなぐ標準軌鉄道路線の建設に資金を投入するために導入された。

東アフリカ共同体関税同盟の域外共通関税（2012）は下記からダウンロードできる。

https://docs.google.com/viewerng/viewer?url=http://www.fifaandflowtrading.co.tz/uploads/EAC_COMMON_EEXTERNAL_TARIFF_-_VERSION_2012.pdf

輸入される商品に適用可能な手数料及び関税率を下に示す。

表 2-2: 適用可能な手数料及び関税率表

手数料／関税	率
輸入申告書（IDF）処理手数料	5,000 KES 以上又は CIF 額の 2%（2016 年 12 月現在）
輸入関税	ほとんどの品目が 25%
VAT（付加価値税）	価格の 16% + 輸入関税
衛生証明書手数料	1 品目 2,000 KES
鉄道開発税（RDL）	価格の 1.5%
物品税（酒類）	価格の 45% + 輸入関税

B) 酒類用の物品税

関税法 Cap 472 第 5 スケジュールで規定されているとおり、特定の品目（ケニアで製造されたか又は輸入されたか）に物品税が課される。

物品税の対象となる関連品目を次に示す。

表 2-3: 物品税の義務がある商品

商品	HS コード	KES における関税率 (ケニアシリング)
ジュース	2009	物品税の対象となる価格の 7%
ミネラルウォーター	2201	物品税の対象となる価格の 5%又は 1 リットルあたり 3 KES のいずれか高い方
ソーダ	2202	物品税の対象となる価格の 7%
モルトビール	2203	1 リットルあたり 70 KES
ワイン	2204 2205	1 リットルあたり 80 KES
その他の発酵飲料	2206	1 リットルあたり 70 KES
ウイスキー／ラム酒／リキュール類	2208	1 リットルあたり 120 KES

* 関税法 Cap 472 Rev 2010 に準拠) 率は 2015 年現在のもの

物品税が支払われると、物品税の対象となるすべての商品に KRA 物品税スタンプ (ステッカー) を付けなければならない。1 スタンプあたり 1.50 KES 支払い後、輸入商品の数量にマッチする正確な数のスタンプが支給される。

「物品税の対象となる価格」の定義及び計算は物品税法 2015 に示されている。

<http://kenyalaw.org/kl/fileadmin/pdfdownloads/Acts/ExciseDutyActNo23of2015.pdf>

関税が免除される又は特定の関税を課される又は従価関税を課されると考えられる輸入商品の価格は、関税法 Cap 472 Rev 2010 の第 7 スケジュールに記載されている。

<http://www.revenue.go.ke/notices/pdf2011/customs-act-2010.pdf>

3 章 販売規則及び手続き

1. 販売要件

加工食品の販売において特段のライセンスの取得は不要である。

ただし、酒類の販売には、ケニア市場で販売するためのリキュールライセンスが必要である。

また、加工食品を市販するには、公衆衛生省下の市保健局から衛生証明書入手しなければならない。

衛生証明書入手するため、各品目のサンプル1点と2,000 KESの支払いを市保健局に提出する。

2. 標準化マーク

ケニアの標準的な法令における標準法 Cap 496 の10項に従い、KEBSによりケニアの基準に適合すると承認されるすべての商品は、KEBSマークを付けなければならない。

輸入商品は、輸入標準化マーク (Import Standardization Mark: ISM) を付けなければならない。現地生産品は標準化マーク (SM) を付けてから販売されるため、このマークは必須である。

A) ISMの入手

ルートA及びルートBからCoCを入手した商品については、申請書に記入し、次の書類の写しを添付してKEBSに提出する。

- 適合証明書 (CoCがないまま商品が到着した場合は、ケニアで入港時に実施された検査の結果報告書)
- 通関申告書
- IDF
- 梱包明細書

ルートC (ライセンス製品) については、申請書に記入し、次の書類の写しを添付してKEBSに提出する。

- 発送国において指定検査機関が発行する PVoC ライセンス
- ケニアに輸入されると考えられるライセンス製品の 6 ヶ月間の数量の見積もり

上記の場合、いずれも入港からケニア基準局（KEBD）により商品が最終的に通関を許可されるまでに申請書を提出する。

KEBS ステッカーは、入港時に商品が到着するまでに KEBS に申請する。また、商品を輸出する前に ISM ステッカーを入手することも可能であり、発送前にステッカーを貼付することができる。

ISM は販売可能な最終品目に適用可能である。現地で再包装された製品については、品質標準化マーク（SM）で十分である、

ISM ステッカーの処理をまとめた手続き

表 3-1: ステッカー処理ステップ


ステップ	プロセス	説明
ステップ 1	申請書提出及び支払い	申請書とその他の書類を提出する <ul style="list-style-type: none"> ● 適合証明書 ● 通関申告書 ● IDF ● 梱包明細書 ステッカー処理のため KEBS に 0.49 KES 支払う
ステップ 2	支払い及び書類の確認	KEBS は支払いと輸入品データベースに提出された書類を確認する。
ステップ 3	ステッカーのコード化及び印刷	KEBS は、申請書を受け取ってから 2 営業日以内に輸入業者の明細及び製品の詳細が記載されている各 ISM ステッカーをコード化・印刷する。
ステップ 4	ステッカーの収集及び貼付	マークの使用条件に従い、ISM ステッカーが KEBS 事務所から回収され、輸入業者が各認定品目にステッカーを貼付する。
注：回転の速い少量の品目については、各品目の代わりに対応する ISM ステッカーをトレイに表示するか、又は販売時点で個数を表示する		

輸入標準化 mark (ISM) 申請書のサンプルを次に示す。

<https://www.kebs.org/>

下表は、ケニア市場で販売される商品に貼付すべき各種 KEBS 標準化マーク（ステッカー）を示したものである。

表 3-2: 各種 KEBS 標準化マーク

マークの種類	説明
	<p>品質標準化マーク (SM)</p> <p>ケニアの標準的な法令における標準法 Cap 496 の 10 項下に記載されている、すべての現地生産品用の標準化マーク</p>
	<p>品質輸入標準化マーク (ISM)</p> <p>このマークを付けている輸入品は、承認されているケニアの基準に適合していることを示す。販売時点でこのステッカーが付いていない品目は押収・破壊される。 これらのステッカーは、このステッカーが付いている製品が基準に適合していることを確認するため追跡調査が可能である</p>
	<p>品質のダイヤモンドマーク (D マーク)</p> <p>これは、製品製造及び品質が優良レベルであることを示した製造会社（現地ベース又は国際ベース）に与えられる優良マーク。 D マークによって、保有者は追加の支払いをしなくても自動的に SM に適格となる。このマークの使用許可は 3 年間有効であり、満足できる品質性能及び KEBS と許可保有者間でサインを交わしたその他の契約上の義務の完全遵守が課される。 商品に D マークがついている場合は ISM を申請する必要はない。</p>
	<p>品質強化マーク</p> <p>このマークは、当該品目が食品に 1 種類以上のビタミン及び／又はミネラルを追加することにより強化されていることを示している。 公衆衛生省は法定通知 No. 62 により、以下の食品の強化が必須であることを宣言している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 亜鉛と鉄を加えた小麦粉 ● 亜鉛と鉄を加えたトウモロコシ粉 ● ヨウ素を加えた塩 ● ビタミン A を加えた植物性油脂 <p>KEBS は食品強化ロゴ及び製品認定に責任を有する。このロゴの申請者は、有効な SM 又は D マークを保有していなければならない。</p>

B) アルコール用 KRA ステッカー

酒類用瓶には3種類のステッカー（又はスタンプ）が付いていなければならない。

- KEBS ISM ステッカー
- KRA 物品税ステッカー（2章参照）
- 健康警告ステッカー

輸入業者の商標の登録手続きがすべて完了すると、KRAにより物品税ステッカーが1枚1.50 KES の手数料で利用可能になる。

各ステッカーには固有番号が付いており、輸入業者は正しい固有の登録番号が正しいボトルに貼付されていることを確認する。

貼付したステッカーに誤りがあると処罰される場合がある。

健康警告ステッカーには次の文言を表示しなければならない。

- ①アルコールを過剰に消費すると健康に有害です
- ②アルコールを過剰に消費すると肝硬変になるおそれがあります
- ③アルコールを過剰に消費すると判断力が鈍るため、車の運転や機械の操作はしないでください
- ④18歳未満の方には販売しないこと

KRA 物品税ステッカーに対し、KEBS ISM ステッカー及び健康警告ステッカーは、最初に各ボトルに貼付する。

参考文献一覧

輸出前基準適合検査

ケニア基準局

(インターテック) 2015年2月1日発行

PVoCプログラム作業マニュアル

ケニア基準局

(2016年6月13日第2版発行)

ケニアにおける適合性検証、輸入業者及び輸出業者に対するガイドライン

ビューロベリタス

2015年4月

GAIN 報告書、食品及び農産物輸入規則及び基準—認定

FIARS

USDA

輸出認定報告書

輸入標準化マークガイドライン：ケニアにおける販売目的の輸入品に対する輸入標準化

マーク (ISM) 発行

ケニア基準局

日付：2015年7月

ケニアにおける輸入・輸出ハンドブック

貿易産業省

ケニアにおける輸入規則

CMA CGM

ケニアにおける適合性検証

ビューロベリタス

ケニア PVoC プログラム

SGS

ケニア歳入庁 - 税関

小冊子：ケニア歳入庁—物品税

法令／法定通知一覧

基準法 Cap 496、輸入の商品の品質法 LN No. 78 (2005年7月)

公衆衛生法 Cap 242

食品医薬品化学物質法 Cap 254

関税法 CAP 472 (更新済みの初版、Rev. 2010)

物品税法 2015

関税法 Cap 472 第5スケジュール

公衆衛生省の法定通知 No. 62

アルコール飲料管理法 2010 (Rev 2010)

関連組織／省庁一覧

ケニア歳入庁

Times Tower

Haile Selassie Avenue

P. O. BOX 48240 - 00100 GPO, Nairobi Kenya

Tel : +254 020-3310900 / 020-2810000

<http://www.kra.go.ke/>

保健省

Afya House

Cathedral Road

P. O. Box 30016-00100, Nairobi Kenya

Tel: +254 20 2717077

Email: ps@health.go.ke

<http://www.health.go.ke/>

産業・貿易・組合省

Social Security House, Block A 17th /23rd Floor

P. O. Box 30418-00100, Nairobi Kenya

Tel: +254 20-2731531

Email: ps@industrialization.go.ke / cs@industrialization.go.ke

ナイロビ市役所

City Hall

City Hall Way

P. O. Box 30075-00100, Nairobi Kenya

Tel: +254 20-2222821

<http://www.nairobi.go.ke/>

ケニア基準局

KEBS Building, Popo Road off Mombasa Road

Tel: +254 20-6948000, Tel: +254 722202137

Email: info@kebs.org

<https://www.kebs.org/>

ケニア SGS

Victoria Towers

Kilimanjaro Ave Upper Hill, Nairobi Kenya

Tel: +254 20 2733690

<http://www.sgs.co.ke/>

ビューロベリタス (ケニア)

First Floor ABC Place, Waiyaki Way

Tel: +254 20 4450560 - 4

<http://www.bureauveritas.com/>

ケニア港湾公社

Port of Mombasa

P. O. Box 95009-80104, Mombasa Kenya

Tel: +254 41-2112999

<http://www.kpa.co.ke/>

Interpel

Kipevu

Mombasa

P. O. Box 86823-80100
Tel: +254 727 998811 / 738866747
Email: marketing@interpel.co.ke
<http://www.interpel.co.ke/>

Siginon グループ
Head Office (Nairobi)
JKIA Cargo Terminal
P. O. Box 55953 - 00200
Nairobi
Tel: +254 20 235 4076

Mombasa Office
Kingorani
Lumumba Road, Mombasa
Tel: +254 20 210 8185
<http://www.siginon.com/>

ケニア空港局
Head Office
Off Airport North Road.
P. O Box 19001-00501, Nairobi Kenya
Tell: +254-020-6822111 / 6611000 / 6612000
Mobile: +254 722 205 061/2/3/4/5/6/7/8
Email: talk2us@kaa.go.ke
<https://kaa.go.ke>

Swissport Kenya Limited
Jomo Kenyatta International Airport
Swissport Cargo Complex
P. O. Box 19177-00501
Embakasi, Nairobi Kenya
Tel: +254 719055000
<http://www.swissport.com/>

Transglobal Cargo Centre Ltd.

Cargo Road Freight Terminal
Jomo Kenyatta International Airport
P. O. Box 661-00521
Embakasi, Nairobi Kenya
Tel: +254 202929-128, 143, 152, 202
Email: customerservice@transglobal.co.ke
<http://www.transglobal.co.ke/>

ケニアにおける加工食品の輸入制度・手続き

2017年3月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）お客様サポート部貿易投資相談課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2017 JETRO. All rights reserved.